

ひょうごの児童相談

ひょうごの児童相談

こども家庭センター業務概要
(平成29年7月)

こども家庭センター業務概要(平成二十九年七月)



兵庫県こども家庭センター

兵庫県こども家庭センター

29健®1-002 A4

リサイクル適性♻️

この印刷物は、印刷用の紙へリサイクルできます。

— 児 童 憲 章 —

(昭和26年5月5日宣言)

われらは、日本国憲法の精神にしたがい、児童に対する正しい観念を確立し、すべての児童の幸福をはかるために、この憲章を定める。

児童は、人として尊ばれる。

児童は、社会の一員として重んぜられる。

児童は、よい環境のなかで育てられる。

- 1 すべての児童は、心身ともに、健やかに生まれ、育てられ、その生活を保障される。
- 2 すべての児童は、家庭で、正しい愛情と知識と技術をもって育てられ、家庭に恵まれない児童には、これにかわる環境が与えられる。
- 3 すべての児童は、適当な栄養と住居と被服が与えられ、また、疾病と災害からまもられる。
- 4 すべての児童は、個性と能力に応じて教育され、社会の一員としての責任を自主的に果たすように、みちびかれる。
- 5 すべての児童は、自然を愛し、科学と芸術を尊ぶように、みちびかれ、また、道徳的心情がうちかわれる。
- 6 すべての児童は、就学のみちを確保され、また、十分に整った教育の施設を用意される。
- 7 すべての児童は、職業指導を受ける機会が与えられる。
- 8 すべての児童は、その労働において、心身の発育が阻害されず、教育を受ける機会が失われず、また児童としての生活がさまたげられないように、十分に保護される。
- 9 すべての児童は、よい遊び場と文化財を用意され、わるい環境からまもられる。
- 10 すべての児童は、虐待、酷使、放任その他不当な取扱からまもられる。
あやまちをおかした児童は、適切に保護指導される。
- 11 すべての児童は、身体が不自由な場合、または精神の機能が不十分な場合に、適切な治療と教育と保護が与えられる。
- 12 すべての児童は、愛とまことによって結ばれ、よい国民として人類の平和と文化に貢献するように、みちびかれる。

こども家庭センターでは、「児童虐待」の防止に努めています。
虐待で悩んでいたたり、虐待されている子どもを発見したら

一人で悩まないで・・・ 「児童虐待防止24時間ホットライン」

中央こども家庭センター	☎078(921)9119
西宮こども家庭センター	☎0798(74)9119
川西こども家庭センター	☎072(759)7799
姫路こども家庭センター	☎079(294)9119
豊岡こども家庭センター	☎0796(22)9119

児童相談所全国共通ダイヤル いちはやく ☎189番

ひょうごの児童相談

発行	平成29年7月 兵庫県中央こども家庭センター
所在地	〒673-0021 明石市北王子町13-5
電話	(078)923-9966
FAX	(078)924-0033
E-mail	Chuuoukodomu@pref.hyogo.lg.jp